

第 1 1 保 健 セ ン タ ー

【 健康推進課 】

1 保健センターの概要

予防係、地域保健係の2係で事業を進めております。

これからも市民の皆さんが健康への関心を高め、毎日を健康で自分らしく暮らせるように各種健康診査をはじめ健康相談、健康教育等広く健康づくりのお手伝いをしてまいります。

2 健康増進事業

(1) 健康手帳の交付 (根拠法令 健康増進法第17条)

目的：特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的としています。

☆令和3年度実績

健康手帳交付数	742
---------	-----

(2) 健康教育 (根拠法令 健康増進法第17条)

目的：生活習慣病を重点疾患として、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症を防ぐための健康教育を推進し、健康に関する正しい知識の普及および適切な指導支援を行うことにより、自分の健康は自分でつくるという認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的としています。

① 集団健康教育

保健師・栄養士が自治会女性部・サークル・老人クラブなど団体を対象に、健康づくりをテーマとした講話や調理実習を実施しています。

☆令和3年度実績

回数	参加者数
14	261

② 男性栄養教室

男性が食生活に関心を持ち、気軽に健康的な食べ方ができるように講話と調理実習を実施しています。

☆令和3年度実績 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止

回数	参加者数
—	—

(3) 健康相談 (根拠法令 健康増進法第 17 条)

目的：心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な助言及び指導を行い、家庭における健康管理に資することを目的としています。

① 随時健康相談

☆令和 3 年度実績

回 数	参加者数
66	184

(4) 健康診査 (根拠法令 健康増進法第 19 条)

目的：生活習慣病を予防する対策の一環として、疾患の疑いのある方、又は危険因子を持つ方を選び出すとともに、診査の結果、必要な方に対して保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行います。平成 20 年度から健康増進法に基づく健康診査は高齢者の医療確保法における特定健康診査の対象とならない方などを対象としています。

① 健康診査

☆令和 3 年度実績

受診者数	2
------	---

② 肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及とともに、肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関を受診することにより肝炎健康障害を回避または進行を遅延させることを目的として実施しています。

☆受診者の状況 (令和 3 年度実績)

	受 診 者	C 型肝炎		B 型肝炎	
		異常認めず	要精検	異常認めず	要精検
節目検診	49	49 (100.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)	0 (0.0%)
節目外検診	137	137 (100.0%)	0 (0.0%)	135 (98.5%)	2 (1.5%)
GPT要指導者検診	4	4 (100.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	0 (0.0%)
合 計	190	190 (100.0%)	0 (0.0%)	188 (98.9%)	2 (1.1%)

③ がん検診

がんの早期発見・早期治療による死亡者の減少のために、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんの各種検診を実施しています。

また、受診しやすい体制づくりや受診率向上への取組みを推進するとともに、精密検査の受診勧奨や受診結果の確認等、管理体制の充実を図っています。

☆受診者の状況（令和3年度実績）

検診	対象者	受診者	異常認めず	要精検者	精検受診者	精検結果					
						異常認めず	他疾患	がん	がん疑	検査中	結果不明
胃がん	12,980	1,284 (9.9%)	1,181 (92.0%)	103 (8.0%)	82 (79.6%)	10 (12.2%)	71 (86.6%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
肺がん	12,980	2,698 (20.8%)	2,642 (97.9%)	56 (2.1%)	39 (69.6%)	18 (46.2%)	18 (46.2%)	3 (7.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
大腸がん	12,980	2,290 (17.6%)	2,162 (94.4%)	128 (5.6%)	89 (69.5%)	13 (14.6%)	69 (77.5%)	7 (7.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

検診	対象者	受診者	異常認めず	要精検者① 要精検者	要精検者② 経過観察	精検受診者	精検結果			
							異常認めず	他疾患	がん	がん疑
乳がん	8,031	939 (23.3%)	898 (95.6%)	41 (4.4%)	0 (0.0%)	31 (75.6%)	13 (41.9%)	15 (48.4%)	3 (9.7%)	0 (0.0%)
子宮がん	8,582	841 (20.1%)	828 (98.5%)	13 (1.5%)	0 (0.0%)	8 (61.5%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)

受診率 = {(前年度受診者 + 今年度受診者) - 前年度・今年度における2年連続受診者} / 今年度対象者 × 100

検診	対象者	受診者	異常認めず	要精検者	精検受診者	精検結果			
						異常認めず	経過観察	他疾患	がん
前立腺がん	267	18 (6.7%)	15 (83.3%)	3 (16.7%)	—	—	—	—	—

※前立腺がん検診は大滝区のみ実施

3 特定健診及び特定保健指導

目的：内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群（メタボリックシンドローム）を減少させることを目的としています。

(1) 特定健康診査（根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条）

☆令和 3 年度実績

対象者	受診者（40～74 歳）
5,427	1,721 (31.7%)

(2) 特定保健指導（根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律第 24 条）

目的：健診結果から特定保健指導対象者に対して自ら生活習慣改善の必要性を認識し、行動目標を設定し実行できるよう保健指導を実施しています。

☆令和 3 年度実績

対象者	特定健康診査受診者に対する 特定保健指導発生率
206	12.0%

☆特定保健指導初回実施状況

動機付け支援		積極的支援		動機付け相当支援	
対象者	実施者	対象者	実施者	対象者	実施者
166	93 (56.0%)	40	20 (50.0%)	0	0 (0.0%)

(3) シルバー健診（根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条）

目的：生活習慣病を早期に発見し、必要に応じて医療につなげていくことを目的としています。受診時に満 75 歳以上の方、または後期高齢者医療制度に該当している方を対象としています。

☆令和 3 年度実績

受診者	752
-----	-----

4 母子保健事業（第 2 次伊達すこやか親子 21）

(1) 母子健康手帳交付事業（根拠法令 母子保健法第 16 条）

目的：母性意識を高め、安定した妊娠期を送ることができるようすることを目的としています。

☆令和 3 年度実績

妊娠届出数	149
-------	-----

(2) マタニティ教室 (根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第14条)

目的：妊娠・出産または育児に関し、必要な助言及び指導を行うことにより、妊娠中の不安の軽減を図ることを目的としています。

☆令和3年度実績

参加者数 (延)	35
----------	----

(3) 母子相談事業 (根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第14条)

目的：育児の悩みや不安を解消して、子どもの発達を促し、育児ができるよう支援することを目的としています。

① 1歳児健康栄養相談

☆令和3年度実績

相談者数	122
------	-----

② 2歳児健康相談 (根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第14条)

☆令和3年度実績

相談者数	146
------	-----

③ 5歳児健康相談 (根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第14条)

☆令和3年度実績

相談者数	33
------	----

④ 随時健康・栄養相談

☆令和3年度実績 (件)

相談者数 (延)	445
----------	-----

(4) 訪問事業 (根拠法令 母子保健法第9条、第10条及び第17条)

目的：育児の悩みや不安を解消して子どもの発達を促し、育児ができるよう支援することを目的としています。

☆令和3年度 訪問件数 (実人数/延人数)

妊産婦	新生児・乳児	幼児
167 / 199	156 / 181	15 / 22

(5) 乳児健康診査 (根拠法令 母子保健法第13条及び第14条)

目的：子どもの発育・発達の確認と、疾病等を早期に発見し、不安なく発達を促す育児ができるように支援することを目的としています。

☆令和3年度実績

対象者	受診者
317	310 (97.8%)

(6) 1歳6ヵ月児健康診査（根拠法令 母子保健法第12条）

目的：子どもの発達を確認し、育児の悩みや不安を解消して、発達を促す育児ができるように支援することを目的としています。

☆令和3年度実績

対象者	受診者	一人平均むし歯数	むし歯罹患者
173	164(94.8%)	0.04本	3(1.8%)

(歯科検診受診者 164人)

(7) 3歳児健康診査（根拠法令 母子保健法第12条）

目的：子どもの発達を確認し、育児の悩みや不安を解消して、発達を促す育児ができるように支援することを目的としています。

☆令和3年度実績

対象者	受診者	一人平均むし歯数	むし歯罹患者
183	172(94.0%)	0.46本	24(14.0%)

(歯科検診受診者 171人)

(8) フッ素塗布事業（根拠法令 地域保健法）

目的：幼児の歯の健康保持、歯質の強化を図り、口腔衛生習慣の改善を図ることを目的としています。

☆令和3年度実績

対象者	実施人数	塗布率
959	700	73.0%

(9) 妊婦歯科検診（根拠法令 母子保健法第9条及び第10条）

目的：妊婦中のう歯・歯周病を予防するとともに、歯科保健に対する意識の向上を図ります。

☆令和3年度実績

対象者	64	受診者	8(12.5%)
-----	----	-----	----------

(10) 乳幼児等栄養教室（根拠法令 母子保健法第9条及び第14条）

目的：講話・調理を通して望ましい食習慣について理解し、食生活についての関心を高め、生活に取り入れることができるよう支援することを目的としています。

☆令和3年度実績 ※令和3年度は食生活改善協議会と連携した情報提供に変更し実施

回数	10	参加者数	237
----	----	------	-----

(11) 思春期の取り組み（根拠法令 母子保健法第9条、次世代育成支援対策推進法）

目的：思春期の子どもが命の尊さがわかり、望まない妊娠や性感染症を防ぐことができるよう支援することを目的としています。

☆令和3年度実績

開催数	参加者数
6回（中学校5、高等学校1）	422

5 第2次健康づくり伊達 21

本市では、平成 16 年 3 月に健康増進計画「健康づくり伊達 21」を策定し、市民一人ひとりが日常生活における健康づくりの大切さを自覚し、健康的な生活習慣の実践により生活の質を高めていくことができるよう取り組んできました。

平成 25 年度からは、国の方針「健康日本 21（第 2 次）」の改正に伴い第 2 次計画を策定し、元気で活力あるまちづくりの実現に向けて、市民のみなさんを主役に、地域の団体や関係機関と連携した健康づくりを進めていきます。

<分野別事業内容>

(1) 生活習慣病

◆方向性と目標

- ・生活習慣病についての啓発と予防や健康管理に関する情報提供を進めます。
- ・各種健（検）診と保健指導の実施率向上を図ります。

目指す姿（目標）

生活習慣病に関心を持ち、積極的に健（検）診を受けて健康状態の確認をしよう。

目標・方向性	令和 3 年度実績	連 携
生活習慣病についての啓発と予防や健康管理に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報掲載 4 記事 ・ ホームページ掲載 通年 ・ フェイスブック掲載 1 記事 ・ 健康教育 14回 261人 （再掲） 宅配講座 12回 183人 	食生活改善協議会
各種健（検）診と保健指導の実施率向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報掲載 4 記事 ・ ホームページ掲載 通年 ・ 健診カレンダーの作成・配布 広報折込や各施設の据え置き ・ 新聞折込チラシ 12回 ・ リーフレット・チラシ配布 7,199人 ・ 特定健診勧奨通知 8,500通 ・ がん検診勧奨通知 <ul style="list-style-type: none"> 大腸 延1,018人 子宮 延3,211人 乳 延3,211人 ・ 特定保健指導対象者への結果説明会 76人 ・ 要精密検査未受診者への受診確認・受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診、シルバー健診 延262人 ・ がん検診 延76人 ・ 特定保健指導対象者への保健指導 実173人 延264人 ・ 特定健診受診者への保健指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の指示に基づく指導 延35人 ・ 受診勧奨値を大幅に超える受診者への指導 延58人 	胆振西部医師会 健（検）診実施機関 ・ 各医療機関 ・ 北海道対がん協会 ・ 札幌厚生病院 ・ 北海道健康管理センター 室蘭歯科医師会 体育協会 商工会議所 保険医療課

	<ul style="list-style-type: none"> 希望等による指導 延69人 糖尿病性腎症予防のための精密検査受診勧奨 実8人 延12人 	
--	--	--

(2) 食生活・栄養

◆方向性と目標

- ・健康的な食生活について情報提供を進めます。
- ・地元食材を生かしたおいしくヘルシーなメニューの開発に努めます。
- ・個別性を重視した栄養相談の実施に努めます。
- ・健康的な食生活を実践できるよう、食環境の整備を進めます。

目指す姿（目標）

地元の新鮮な食材を生かし、楽しくおいしい健康的な食生活を身につけよう。

目標・方向性	令和3年度実績	連携
健康的な食生活についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報掲載 9記事 ・ホームページ掲載 6記事 ・フェイスブック掲載 1記事 ・食の情報提供 22日 2,688人 ・栄養教室の開催 8回 130人 ・関係団体への健康教育 2回 39人 ・食品ハンドスケール等の配布 7回 146部 ・腹八分目の普及 16回 16人 ・バランスの普及 140回 267人 	食生活改善協議会 J A伊達市 商工会議所 商工観光課 農務課 食育センター
地元食材を生かしたおいしくヘルシーなメニューの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報掲載(再掲) 9記事 ・ホームページ掲載(再掲) 6記事 ・「食改さんおすすめレシピ」の配布 ・地元食材を使った献立の考案と情報提供 ・各団体への協力支援 	食生活改善協議会 J A伊達市 商工会議所
個別性を重視した栄養相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と連携した栄養相談 延42人 ・一般栄養相談 117回 延117人 ・特定保健指導対象者への保健指導 ※再掲 実173人 延264人 ・食育センターと連携した特定保健指導者や高血糖・高血圧者への「栄養・運動教室」の実施 2回 12人 	胆振西部医師会 市内各医療機関
食環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっかいどうヘルスサポートレストラン事業についての情報提供（北海道事業への協力） 	室蘭保健所 商工会議所 商工観光課

(3) 身体活動・運動

◆方向性と目標

- ・運動の必要性や効果について、情報提供を進めます。
- ・日常生活に運動を取り入れるためのきっかけづくりを進めます。
- ・市民が身近にスポーツや運動を楽しめるよう、環境づくりに努めます。

目指す姿（目標）

自分にあった運動を楽しく続けよう。

目標・方向性	令和3年度実績	連 携
運動の必要性や効果についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報掲載 1 記事 ・ ホームページ掲載 通年 ・ 地域活性化起業人による情報提供 フェイスブック 12記事 たきテレ 2 番組 ワイラジオ 12回 	体育協会 生涯学習課
日常生活に運動を取り入れるためのきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動に関する保健指導と情報提供 延323人 ・ 健康教育 10回 157人 ・ 食育センターと連携した特定保健指導者や高血糖・高血圧者への「栄養・運動教室」の実施（再掲） 2回 12人 ・ 地域活性化企業人実施による運動教室 19回 224人 	体育協会 スポーツ推進委員会 体育振興会 生涯学習課 保険医療課

(4) 休養・こころの健康

◆方向性と目標

- ・こころの健康や相談事業に関する普及啓発に努めます。

目指す姿（目標）

ストレスと上手につきあい、自分と周囲のこころの健康に関心を持とう。

目標・方向性	令和3年度実績	連携
こころの健康や 相談事業に関する 普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報掲載 2 記事 ・ ホームページ掲載 通年 ・ フェイスブック掲載 1 記事 ・ 室蘭保健所事業「こころの相談」の日程について 広報紙で周知 年 6 回 ・ こころの健康に関する保健指導及び情報 提供 延14人 ・ 健康教育 実施なし ・ 自殺予防パネル展の開催 1 回 	胆振西部医師会 J A伊達市 商工会議所 室蘭保健所

(5) 飲酒

◆方向性と目標

- ・適正飲酒について普及啓発に努めます。

目指す姿（目標）

お酒は楽しく適量を守ろう。

目標・方向性	令和3年度実績	連携
適正飲酒について の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報掲載 1 記事 ・ ホームページ掲載 通年 ・ 適正飲酒に関する保健指導及び情報提供 延57人 ・ 健康教育 実施なし 	食生活改善協議会 胆振西部医師会 J A伊達市

(6) 喫煙

◆方向性と目標

- ・喫煙が健康に及ぼす影響について情報提供を進めます。
- ・受動喫煙の防止に努めます。
- ・禁煙支援体制の充実に努めます。

目指す姿（目標）

たばこの害について知り、禁煙する人を増やそう。

目標・方向性	令和3年度実績	連携
喫煙が健康に及ぼす影響についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報掲載 1記事 ・ホームページ掲載 通年 ・健康教育 実施なし 	胆振西部医師会 J A伊達市 商工会議所
受動喫煙の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への関連リーフレットの配布 ・ホームページでの周知 	
禁煙支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙に関する保健指導及び情報提供 延28人 ・ハイ・チェッカーを用いた禁煙啓発 延3人 ・集団健診問診時の禁煙指導 延58人 	

(7) 歯・口腔

◆方向性と目標

- ・歯や口腔の健康について情報提供を進めます。

目指す姿（目標）

いつまでも自分の歯で食べるため、お口の健康に関心を持ち予防に努めよう。

目標・方向性	令和3年度実績	連携
歯や口腔の健康についての情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報掲載 1記事 ・ホームページ掲載 通年 ・歯や口腔に関する保健指導及び情報提供 延0人 ・健康教育 5回 63人 ・各種歯科イベント及び検診への協力 	食生活改善協議会 室蘭歯科医師会

(8) 健康づくりサポーター事業

目的：第2次健康づくり伊達21を推進するため、行政や関係団体などが一体となって市民の主体的な健康づくりを支える環境づくりを進めることを目的としています。

☆令和3年度実績

登録団体数	17
-------	----

(9) 健康づくりポイント事業

目的：伊達市ポイントカード（伊達まちカード）の利用促進により、市民の健康増進と地域活性化を図ることを目的としています。

☆令和3年度実績

カード発行数	127
--------	-----

6 伊達市食生活改善協議会への支援および会員養成

伊達市食生活改善協議会の支援 (根拠法令 健康増進法)

目的：地域ボランティア組織である食生活改善協議会の育成に努め、地域に根差した食生活改善活動の支援を図ることにより地域の中に浸透させ、市民の健康増進を図ることを目的としています。

☆令和3年度実績

会員数	48
-----	----

7 感染症対策事業

(1) 予防接種 (根拠法令 予防接種法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

目的：伝染のおそれがある疾病の発生や拡大を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としています。

① 集団で実施

- ・ BCG

② 個別で実施

- ・ 不活化ポリオ
- ・ 二種混合 (ジフテリア、破傷風)
- ・ 四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)
- ・ MRワクチン (麻しん風しん混合) ・ ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)
- ・ 小児用肺炎球菌 ・ 子宮頸がん ・ インフルエンザ ・ 水痘 ・ 高齢者肺炎球菌
- ・ 日本脳炎 ・ B型肝炎 ・ ロタウイルス

③ 集団・個別で実施

- ・ 新型コロナワクチン

(2) 風しん緊急対策事業 (根拠法令 予防接種法第5条)

目的：風しんの抗体保有率が低い世代の男性の抗体保有率を引き上げ、風しんの発生及びまん延を予防することを目的としています。

※令和元年度から令和6年度までの時限措置

内容：対象者へクーポン券を送付し、抗体検査及びMR5期の予防接種 (抗体検査陰性者のみ) を無料で実施しています。

対象：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

☆令和3年度実績

項目	対象者数	受診者数		
		集団	個別	合計(率)
抗体検査	2,852	10 (0.3)	219 (7.7)	229 (8.0)
予防接種 (※1)	84	-	67 (79.8)	67 (79.8)

※1 予防接種の対象者数は抗体検査受検者のうち陰性者数

(3) 結核検診 (根拠法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

目的：結核は、発病の初期には自覚症状を伴わないことが多いため、治療の時期が遅れ、他に伝染させる場合が多いことから、これを防止し、早期に発見することを目的としています。

☆令和3年度実績

対象者	受診者	要精検者	精検受診者	発見者
10,362	2,010(19.4%)	49(2.4%)	32(65.3%)	3(9.4%)

(4) エキノコックス症検診 (根拠法令 北海道エキノコックス症対策実施要領)

目的：エキノコックス症患者を早期に発見し、早期治療に結びつけることや、予防のための知識の普及を図ることを目的としています。

☆令和3年度実績

検診受診者数	異常なし	疑陽性	陽性
168	168	0	0

8 救急医療対策事業 (根拠法令 医療法)

目的：夜間・休日等における急な病気やケガなどの時、安心して受診できる体制を確保することを目的としています。

☆一次救急医療診療実人員 (令和3年度実績)

診療日数	診療人員	1日当り診療人員
365	1,562	4.4

9 献血推進事業

目的：献血事業者である室蘭赤十字血液センターへの支援、協力による輸血用血液の確保により、市民の医療・福祉の向上を目的としています。

☆令和3年度実績

回数	16	献血人数	593
----	----	------	-----